

奈良県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十九号

奈良県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

奈良県地方独立行政法人評価委員会条例（平成十八年六月奈良県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「奈良県地方独立行政法人評価委員会」を「地方独立行政法人評価委員会」に改め、「」の下に「名称、」を加える。

第七条を第八条とする。

第六条中「委員会」を「第二条各号に掲げる委員会」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とする。

第四条第一項中「委員会に」の下に「それぞれ」を加え、同条を第五条とする。

第三条を第四条とする。

第二条第一項中「委員会は、」の下に「それぞれ」を加え、同条第三項中「ときは、」の下に「それぞれ」を加え、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（名称）

第二条 地方独立行政法人法第十一条第一項の規定により置かれる委員会の名称は、次に掲げるとおりとする。

- 一 奈良県公立大学法人奈良県立医科大学評価委員会
- 二 奈良県立病院地方独立行政法人評価委員会

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の奈良県地方独立行政法人評価委員会条例（以下「旧条例」という。）第二条第二項の規定により任命された奈良県地方独立行政法人評価委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の奈良県地方独立行政法人評価委員会条例（以下「新条例」という。）第三条第二項の規定により奈良県公立

大学法人奈良県立医科大学評価委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第四条第一項の規定にかかわらず、同日における旧条例第三条第一項の規定による委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。